

当金庫で給与をお受け取りいただく方だけの
おトクな定期預金です。

応援 働く人 定期預金

利息優遇定期預金

適用
金利

年1.30%

税
引
き
前

ご利用いただける方

個人の方で、預入日時点において、
次の①・②のいずれかと
③に該当される方に
限ります。

①当金庫保有口座を勤務先の給与受取口座に指定されている方

②新たに当金庫保有口座を勤務先の給与受取口座に指定いただいた方

※給与受取口座を指定した疎明資料を提出していただきます。

③当金庫保有口座を満期日まで継続的に給与受取口座に指定いただける方

預入期間	定型方式 1年	預入方法	一括預入
預入金額	1030万円以上 預入総額3,000万円まで		

詳しい商品概要は、こちらからご確認ください。



●上記金利は令和8年10月5日時点での金利となります。※なお、市場情勢等により、預金金利を変更する場合がございます。預入時の金利につきましては窓口にてご確認ください。●店舗営業エリア外にお住まいかつ店舗営業エリア外にお勤めの場合、原則として本定期預金の作成時における口座開設その他のお取引をお断りさせていただきます。●預入時に自動継続(元金・元利金)または自動継続なしの選択ができます。●中途解約される場合は、解約日現在の普通預金利率を適用いたします。●この定期預金は預金保険が適用され、同保険の範囲内で保護されます。●利息には税金がかかり税率は、2013年1月1日から2037年12月31日の間に支払う利息に対して復興特別所得税が追加される為、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。●詳しくは二次元コードより当庫ホームページの商品概要説明書をご確認ください。なお二次元コードの読み取りおよびホームページ閲覧にかかる通信料等は、お客様のご負担となります。



あなたとともに あなたののために
枚方信用金庫



詳しくは、お近くの枚方信用金庫まで

<https://www.hirakata-shinkin.co.jp>

(令和8年10月)

商品概要説明書【ひらしん働く人応援定期預金】

令和8年10月5日現在
枚方信用金庫

1. 商品名	・ ひらしん働く人応援定期預金(利息優遇定期預金)
2. 販売対象	・ 個人の方で、預入日時点において、次の①・②のいずれかと③に該当される方に限ります。 ① 当金庫保有口座を勤務先の給与受取口座に指定されている方 ② 新たに当金庫保有口座を勤務先の給与受取口座に指定いただいた方 ※ 給与受取口座を指定した疎明資料を提出していただきます。 ③ 当金庫保有口座を満期日まで継続的に給与受取口座に指定いただける方
3. 預入期間	・ 定型方式 1年 ・ 預入時のお申し出により、元金継続または元利金継続(以下まとめて「自動継続」といいます)の取扱いができます。
4. 預入方法等	
(1) 預入方法	・ 一括預入 ※ 他金融機関の小切手による受入は不可となっております。
(2) 預入金額	・ 30万円以上 預入総額 3,000万円まで
(3) 預入単位	・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して支払います。
6. 利息等	
(1) 適用金利	・ 固定金利(預入時の利率を満期日まで適用します。) ・ 預入日における預入期間1年の当金庫所定のスーパー定期預金の店頭表示金利に0.875%上乗せします。(以下「約定利率」といいます。) ※ 自動継続の場合、満期(継続)日以後の適用金利は、満期(継続)日時点における当金庫所定のスーパー定期預金の金利となります。
(2) 計算方法	・ この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます)および約定利率によって計算します。 ・ 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算
(3) 利払頻度	・ 元金継続の場合、満期日以後にご指定の口座に利息を入金いたします。 ※ 利息を振替する為、定期預金と同一名義の普通預金が必要となります。
7. 税金	・ 利息には税金がかかり税率は、2013年1月1日から2037年12月31日の間に支払う利息に対して復興特別所得税が追加される為、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ※ マル優利用の場合は除きます。
8. 付加できる特約事項	・ マル優の取扱いができます。 ・ 自動継続扱いに限り、総合口座の担保とすることができます。 ※ 貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。
9. 中途解約の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、預入日から解約日前日の日数について解約日における普通預金の利率による利息を計算して元金とともにお支払いします。
10. 各種措置	
(1) 苦情処理	・ 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部(9時～17時、電話：0120-414-051〈フリーダイヤル〉)にお申し出ください。
(2) 紛争解決	・ 所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、ホームページの「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
11. その他参考事項	・ お預入れは、給与受取指定口座の属する店舗に限ります。 ・ 証書、定期預金通帳、総合口座通帳のお取り扱いとなります。 ・ 総合口座定期預金は、一店舗のみ開設可能となっております。 ・ 金利情勢の変化等により、商品内容の変更またはお取り扱いを中止させていただく場合がございます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 ※ 当金庫に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。 ・ 現在のお住まいの地域およびお勤め先の所在地がいずれも当金庫営業エリア外の場合、原則として口座開設その他のお取引をお断りさせていただきます。